

長野県告示第 572 号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成 27 年 12 月 10 日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	区 域
佐久市協和川瀬水資源保全地域	佐久市協和 3597 番 17、29、30、34、36 から 38 まで、265、267 から 269 まで及び 377、3608 番 6、13、41、43 及び 57、3635 番 1 から 4 まで、3638 番 2 から 5 まで、3639 番 1 から 3 まで、3639 番 6 及び 7、3640 番 1、3644 番 2、3645 番 3、3648 番 1 及び 3、3711 番から 3713 番まで、3716 番 1、3717 番 1 及び 2、3718 番、3719 番 1、2 及び 4、3720 番、3721 番 3、3723 番 1、3733 番 1、3734 番、3735 番 1 及び 3、3736 番、3737 番 1、3738 番、3738 番 1 及び 2、3739 番から 3742 番まで、3766 番、3767 番、3769 番、3778 番 1 及び 2、3788 番、3804 番並びに 3805 番の区域
佐久市協和寺久保水資源保全地域	佐久市協和 3489 番 1、2、29、49、54、55、65、69、71、72、74、76 から 87 まで及び 94 から 98 までの区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地方事務所及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課